

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省産業技術環境局環境政策課GX推進機構設立準備室）

項目名	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置			
税目	所得税 （所得税第11条第1項） 法人税 （法人税法第2条第6号） 消費税 （消費税法第60条第8項） 印紙税 （印紙税法第5条第3号） 登録免許税 （登録免許税法第4条第2項）			
要望の内容	○特例措置の対象 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）の設立に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ○特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税（公共法人等（所得税法別表第一））として非課税措置を適用 ・法人税（公益法人等（法人税法別表第二））として非課税措置を適用 ・消費税（消費税法別表第三に掲げる法人）として課税の特例措置を適用 ・印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）として非課税措置を適用 ・登録免許税（登録免許税法別表第三に掲げる者）として非課税措置を適用 		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

化石燃料賦課金等の徴収や、排出量取引制度の運営、債務保証等の金融支援業務を担う機構を新たに設立することにより、2050年カーボンニュートラルの達成等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に貢献する。

(2) 施策の必要性

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要である。

令和4年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年5月12日成立）により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。

具体的には、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブとして、2028年度から化石燃料賦課金、2033年度から発電部門に対する排出量取引制度を導入することとされているが、排出量取引制度の運営や賦課金等の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、機構を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、機構が一体的に実施する。

また、GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立が重要である。欧米では、これまでに対処したことのない不確実性を克服するため、公的機関と民間機関が、案件ごとにリスクに応じて、補助金、出資、債務保証などの財政支援と金融手法を提供する方向でGX投資促進策を整備しつつあり、我が国においても、新たなファイナンス手法を開発・確立していくことが必要である。

具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である機構が、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施していく。

機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>【背景となる閣議決定・法律】 ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号） （機構の目的） 第二十条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。</p> <p>○GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定） 3. 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行 （3）カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ ④カーボンプライシングの実施等を担う「GX推進機構」の創設 排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、「GX推進機構」を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、本機構が一体的に実施する。 また、2026年度の「排出量取引制度」本格稼働に向けて、本制度に係る各種実務を円滑に進め、中長期にわたり産業競争力強化と効率的かつ効果的な排出削減の両立が可能な形で制度を安定的に運営するため、排出実績や取引実績の管理、有償オークションの実施、取引価格安定化に向けた監視等を実施する。</p> <p>（4）新たな金融手法の活用 1) 基本的考え方 同時に、GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立が重要である。 2) 今後の対応 ②公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の開発・確立 具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である「GX推進機構」が、必要に応じて、案件関係者（事業者、公的・民間金融機関等、技術開発支援を行った国立研究開発法人等、機関投資家、弁護士や会計士等の専門家等）を集め、各主体におけるリスク許容度をヒアリング・分析し、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施していく。この際、民間金融機関に加え、株式会社日本政策金融公庫や株式会社日本政策投資銀行、株式会社産業革新投資機構、株式会社脱炭素化支援機構などの公的金融機関等とも連携しつつ、民間投資の拡大を図る。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定） 2. GX・エネルギー安全保障 （2）「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行 ②カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ iv) カーボンプライシングの実施等を担う「GX推進機構」の創設</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	--

		<p>排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、「GX推進機構」を創設する。</p> <p>③新たな金融手法の活用 官民 150 兆円超のGX投資の実現に向けて、民間の積極的なファイナンスを引き出すため、グリーン・ファイナンスの拡大に加えて、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組を強化する。</p> <p>また、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を確立すべく、「GX推進機構」が、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）の補完策（債務保証等）を実施していく。</p> <p>○脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定） 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」と同様</p>
	政策の達成目標	2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業務等を行う。
	租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。
	政策目標の達成状況	令和5年6月30日 脱炭素成長型経済構造移行への円滑な移行の推進に関する法律 施行 (今後の予定) 令和6年度中 機構の設立
有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務、化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営といった業務を実施することが可能となる。</p> <p>仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>(地方税)</p> <p>○法人住民税（地方税法第24条第5項） （法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を要望）</p> <p>○事業税（地方税法第72条の5第1項の非課税の法人として要望）</p> <p>○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望</p> <p>○事業所税 ※法人税（国税）と連動した要望</p>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>令和6年度予算要求</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるとされている極めて公共性の高い法人である。 なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	